

春日井市生活困窮者支援会議設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。次条において「法」という。）第3項第1項に規定する生活困窮者に対する適切な支援を図るため、法第9条第1項の規定に基づき、春日井市生活困窮者支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討
- (3) 法第3条第2項の生活困窮者自立相談支援事業、同条第3項の生活困窮者住居確保給付金、同条第4項の生活困窮者就労準備支援事業、同条第5項の生活困窮者家計改善支援事業及び同条第7項の子どもの学習・生活支援事業の内容等を記載した支援計画の適切性の評価
- (4) 厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランに基づく市町村レベルのプラットフォームの整備
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生活困窮者の支援に必要と認められる事項

(組織)

第3条 支援会議は、次に掲げる者のうちから、次条第1項に規定する会議の開催ごとに市長が選定する者をもって構成する。

- (1) 前条の所掌事務について実務経験を有する者又は団体
- (2) 市の職員

(運営)

第4条 支援会議は、市長が必要に応じて開催する。

2 支援会議は、必要があると認めるときは、前条に掲げるもの以外の以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第5条 支援会議の出席者は、支援会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 支援会議の庶務は、健康福祉部生活支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。